平成２５年（フ）第２７号
大阪府和泉市箕形町５丁目12番14―１号
債務者　谷川ひとみ
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
大阪府岸和田市額原町242番地の５クローバーハイツ岸和田ベルエル106号
債務者　南野ゆかり
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
大阪府泉大津市なぎさ町２番４―1208号、前住所京都市伏見区肥後町376番地
債務者　野近　芳彦
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
大阪府岸和田市北町12番１号北町マンション201号
債務者　笠谷　嘉寿
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
大阪府貝塚市橋本106番地４―２棟204号
債務者　土井　孝子
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅６―403
債務者　松本　享三
１　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
栃木県芳賀郡茂木町大字神井609番地、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字馬門643番地　馬門団地Ａ―104
債務者　柳岡　　愛
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目16番８号　落合ハイツＢ102号室、前住所宇都宮市鶴田１丁目２番26号　フジテラス103
債務者　室田　英之
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目16番８号　落合ハイツＢ102号室、前住所宇都宮市鶴田１丁目２番26号　フジテラス103
債務者　室田由美子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３号
栃木県河内郡上三川町ゆうきが丘51番地４、前住所栃木県下野市緑４丁目９番地10
債務者　三本　晃江（旧姓綱川）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
栃木県宇都宮市桜２丁目１番15号　赤羽ハイツ１―Ｂ
債務者　清尾　浩一
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
栃木県宇都宮市御幸本町4861番地34　横塚コーポ203号
債務者　橋本　　武
１　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４号
栃木県真岡市大谷新町13番地４
債務者　森田　正利
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
栃木県さくら市卯の里２丁目21番地３　オオルリハウスⅠ―104号
債務者　河井　一陽
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０号
栃木県鹿沼市日吉町640番地　日吉町南市営住宅４号棟11号室、前住所栃木県鹿沼市下南摩町41番地７
債務者　外山貴久恵
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８号
栃木県宇都宮市鶴田町1964番地96　メゾン・ド・ヒロー202号室
債務者　前嶋　英美
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係